

## 調査レポート

# 日本の財政収支の中期的な見通し

政府の社会保障・税一体改革成案では、消費税を2010年代半ばまでに段階的に10%に引き上げるとされているが、それと同時に社会保障の機能の強化も行われることになっている。社会保障の機能の強化とは、社会保障の充実と同時に、効率化・重点化を行うこととされているが、それにより2015年度時点で2.7兆円程度の追加的な費用が必要になると試算されている。

消費税率が2010年代半ばまでに5%引き上げられたとしても、社会保障の機能の強化などにより支出が増加することから、5%分のすべてが財政赤字の削減に充てられるわけではない。5%の引き上げのうち、社会保障の機能の充実に1%分が、さらには消費税率の引き上げに伴う社会保障関係費の消費税支払の増分に1%分が充てられる。2015年度時点で、3%分が赤字削減に寄与するとすれば、2010年度比赤字幅の半減という目標(「財政運営戦略」)の達成のためには、さらに8兆円程度の赤字削減が必要となる。

政府は、「財政運営戦略」において、2020年度に国と地方の基礎的財政収支を黒字化させる目標を持っている。消費税率が2010年代半ばまでに10%に引き上げられることを前提に、2020年度の基礎的財政収支がどうなるかを試算した。試算にあたってはいくつかの前提をおいており、それに左右される部分はあるものの、歳出をかなり抑制し、さらには名目GDP成長率が2016年度以降は平均で3%で推移したとしても、2020年度の基礎的財政収支は赤字のままである可能性が高いと見込まれる。

今後、名目GDP成長率が高まったとしても、財政健全化目標の達成に向けて、歳出削減、歳入の強化が不可欠である。特に歳入の強化にあたっては、社会保険料控除の拡大にともなう課税ベースの縮小を背景に所得税が伸び悩む可能性がある中で、所得税における累進課税の強化や諸控除の見直しや、負担の公平性や社会保障の安定的な財源という観点から消費税率のさらなる引き上げが不可欠であると考えられる。

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

調査部 中田 一良 ( [chosa-report@murc.jp](mailto:chosa-report@murc.jp) )

〒108-8248 東京都港区港南 2-16-4

TEL: 03-6711-1250

## はじめに

リーマン・ショック後の景気対策の実施などにより、財政赤字が拡大した先進国では財政健全化が共通の課題となっている。日本では、国債の消化は基本的に国内の余剰資金によって行われており、海外からの資金に多くを依存することにはなっていないが、公的純債務残高のGDP比は先進諸国の中でも最も高い水準にある。さらに、日本では他の先進諸国と比べても高齢化のスピードが速く、高齢化の進展を背景に社会保障給付費の増加が続いている。それにもかかわらず、社会保障のための安定的な財源が確保できておらず、社会保障制度の持続性と財政の健全性をいかに確保するかが大きな課題となっている。

こうした中で、政府は、社会保障・税一体改革成案をまとめた。具体的な改革内容については今後、議論されていくことになるが、社会保障の安定的な財源のために消費税率を2010年代半ばまでに10%にまで引き上げる内容となっている。もっとも、この改革案では2010年代半ば以降も増え続けると見込まれる社会保障給付のための財源について具体的なことは述べられておらず、政府の財政健全化目標である2020年度までに基礎的財政収支を黒字化させる目的との関係も必ずしも明らかでない。

本稿では、まず社会保障・税一体改革成案の概要について述べ、この改革案と財政健全化との関係について検討する。なお、以下では、東日本大震災からの復興に伴う歳出の増加およびその財源確保のための増税や歳出削減の影響については考慮していない。復興のための歳出が最終的に赤字国債に頼ることなく、増税等によって賄うことができれば、2020年度の基礎的財政収支の動向を考慮するうえではそれほど大きな影響を及ぼさないと考えられる。

### 1. 社会保障・税一体改革成案の概要

まず、政府・与党社会保障改革検討本部が6月30日に決定した社会保障・税一体改革成案の概要について説明する。消費税率が2010年代半ばにかけて段階的に10%に引き上げることが注目されがちであるが、この成案における基本的な目的は、「必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図る」ことである。すなわち、単に消費税率を引き上げるだけでなく、同時に社会保障の機能強化（充実化と重点化・効率化）が打ち出されている。

#### (1) 社会保障の充実化と重点化・効率化

社会保障の強化については、子ども・子育て支援、若者雇用対策、医療・介護等のサービス改革、年金改革、貧困・格差対策（重層的セーフティネット）、低所得者対策が優先的に取り組む課題として挙げられている。

このうち、医療については、病院・病床機能の分化・強化と連携、診療所等での総合的な診療や在宅療養支援の機能強化などにより在宅医療の充実を図るとしている。他方で、医療機関間や医療と介護の連携の強化によって、平均在院日数が短縮されると見込まれている。また、患者の費用負担については長期高額医療の高額療養費の見直しにより負担の軽減を図るほか、総合合算制度<sup>1</sup>の導入によって低所得者の負担を軽減する方針である。他方で、医療機関を利用するたびに100円程度の一定額を患者から徴収する「受診時定額負担」の導入等により、低所得者には配慮しつつ、負担を増加させる計画である。医療保険については、現在は適用外となっている短時間労働者に対しても適用を拡大し、セーフティネットを強化することになっている。

介護に関しては、地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系のサービスの充実化を実施する一方で、在宅ケアへの移行に伴う介護施設の重点化を通じて経費を削減する方針である。また、介護保険給付費の3割（2011年度時点）は第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が納付する保険料によって賄われており、その保険料は、協会けんぽや健康保険組合などの健康保険がそれぞれの被保険者数に応じて分担する仕組みとなっている。このため、被保険者の平均所得が低くても、加入者数が多い健康保険は多くの保険料を負担しなければならず、健康保険別にみた平均保険料率は、被保険者の平均所得が低い健康保険で相対的に高くなっている。これを加入している被保険者の所得総額に応じて各健康保険が負担する仕組みに変更する。こうした変更を通じて第2号被保険者の保険料総額は1600億円程度増加すると見込まれている。他方で、第1号被保険者（65歳以上）のうち低所得者の保険料を軽減することとしている。

年金については、最低保障機能の強化として、低所得者への加算などが盛り込まれているほか、医療保険と同様に、短時間労働者に対する厚生年金の適用を拡大することによりセーフティネットが拡充されることになる。他方、高所得者の年金給付の見直しや支給開始年齢の引き上げなどが検討されることになっており、こうした見直しを実施されれば、年金財政の改善に寄与することとなるだろう。

このように、社会保障・税一体改革成案においては、社会保障の充実化や低所得者の負担軽減のために、社会保障費用は2015年度時点において3.8兆円程度増加すると試算されている。他方、医療や介護での重点化・効率化や被保険者の負担増により、1.2兆円程度の財源が確保できるとされており、社会保障の機能の強化によって2.7兆円程度の追加費用が発生することになる（図表1）。

<sup>1</sup> 医療、介護などについての自己負担額や保育料を世帯単位で合算した金額が、世帯年収に応じて定められた上限を超えた場合にはその超過分を公費が負担する制度。社会保障・税に関わる共通番号制度等の情報関連基盤の導入が前提とされている。

図表 1 . 社会保障の機能強化にかかる費用（公費、2015 年度）

（単位：兆円）

	充実	重点化・効率化	所要額
子ども・子育て	0.7	0	0.7
医療・介護	~ 2.4 (改革の内容により変動)	~ 1.2 (改革の内容により変動)	~ 1.6
年金	0.6	改革の内容により変動	~ 0.6
合計	3.8	~ 1.2	2.7

(出所)「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革検討本部決定)

## ( 2 ) 社会保障の安定財源のための枠組み

社会保障のための財源としては、現在、国の一般会計の予算総則により、国の消費税収が高齢者の年金、医療、介護に充てられることになっている。2011 年度当初予算ベースでは、それらの経費の合計は 17.2 兆円程度である。現在のところ、消費税収については、税率 5 % のうち 1 % は地方消費税として地方自治体の収入となっており、国の税収は 4 % 分である。国の税収のうち 29.5 % は国から地方自治体に配分される地方交付税の財源となっている。このため、高齢者の年金、医療、介護に充てることのできる消費税収は 7.2 兆円程度（税率換算で 2.8 % 程度）であり、10 兆円程度財源が不足する形となっている。

今後は、社会保障・税一体改革により、年金、医療、介護に少子化対策を加えた社会保障四経費に、国と地方の消費税収（現在の地方消費税を除く）が充てられることになり、消費税収は区分経理の徹底など、使途が明確化されることになる（消費税収の社会保障財源化）。また、将来的には、社会保障給付に関する公費全体について、消費税収を安定財源として確保することにより、社会保障の一層の安定・強化につながると思われる。

このように、社会保障の給付に見合う安定的な財源確保のために、消費税率（国、地方）は 2010 年代半ばまでに段階的に 10 % まで引き上げられることになっている。ただし、消費税の引き上げに当たっては経済状況が好転することが条件とされている。具体的には、名目・実質成長率などのさまざまな経済指標の改善状況や、震災から景気回復の状況などから総合的に判断されることになる。なお、引き上げられた 5 % 分が国と地方にどのように配分されるかについては現段階では明示的に決まっているわけではなく、社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて配分されることとなっている。

仮に消費税率が引き上げられた場合、その消費税率 5 % 分の歳入は、どのように使われるのだろうか。先に述べた制度改革を通じた社会保障の機能強化のために 2015 年度時点で約 2.7 兆円の公費が追加的に必要となることから、消費税率 1 % 相当がそれに充てられる（図表 2）。消費税率の引き上げは、国や地方が調達する物資への支出額の増加や、物価上昇を通じた社会保障費の増加につながる。財務省の試算によると消費税率 5 % の引き上げ



に伴う社会保障関係支出等の増加は税率換算で1%に相当すると暫定的に推計されている。

また、基礎年金の国庫負担割合は2009年度に36.5%から2分の1に引き上げられているが、その追加負担分の安定的な財源は確保されておらず、これまでは特別会計からの繰入に頼っていた。その財源に消費税率1%相当が充てられる。したがって、高齢化に伴う社会保障支出の増加のために充てられるのは残りの2%相当にしかすぎない。

図表2．消費税率5%引き上げ分の使途

制度改革を通じた社会保障の機能強化	1%相当
消費税率引き上げに伴う社会保障関係支出等の増加	1%相当
基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げ	1%相当
高齢化に伴う社会保障支出の増加	2%相当

(注) 高齢化に伴う社会保障支出の増加には、社会保障・税一体改革成案の別紙3において、「機能維持」とされているものも含まれている  
 (出所) 「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革検討本部決定)をもとに作成

### (3) 税制の抜本改革

社会保障・税一体改革成案では、消費税以外の税制改革についても触れられている。まず、個人所得税については、格差是正や所得再分配機能の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革が行われることになっている。法人課税については、課税ベースの拡大等とあわせ、実効税率の引き下げを行うとされている<sup>2</sup>。このほか、資産課税については、相続税は格差の固定化を防止する観点から課税ベースと税率構造を見直すことにより負担の適正化を行うとされている一方、贈与税については、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促すことなどを目的に、軽減されることになっている。

以上から、今後の税制改革においては、格差是正という観点から個人所得税や相続税については増税されることになるだろう。もっとも、税制改革全体については本格的な議論はこれからである。

なお、給付付き税額控除<sup>3</sup>については、社会保障・税に関わる共通番号制度等を前提に検討を進めるとされているが、当面は導入されることはなさそうである。しかし、消費税率が一定の水準に達し、所得再分配の観点から対策が必要になった場合に、生活必需品に対しては軽減税率を適用するといった複数税率よりも給付で対応するとされている。こうしたことから、将来的に消費税率が10%を超えてさらに引き上げられる場合には、給付付き税額控除が導入されることも考えられる。

<sup>2</sup> そのうえで、復興財源確保のための臨時増税が行われるが、それでも全体としてみれば減税となる見込みである。

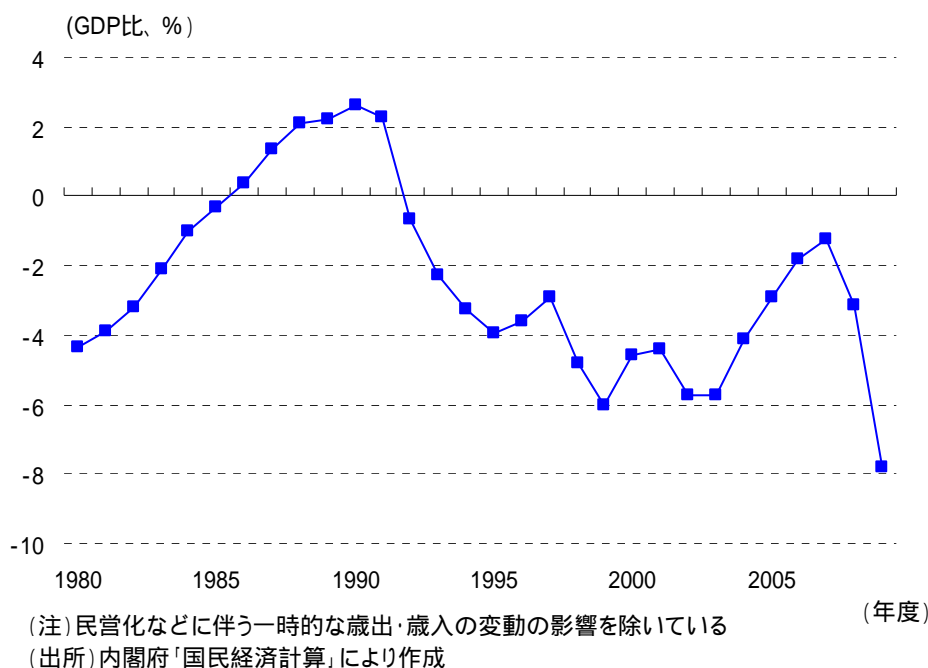
<sup>3</sup> 中低所得者層への経済的な支援を目的とした制度であり、欧米で採用されている。納税額を上回る税額控除を受ける場合には、その差額を給付として受け取ることができる。

## 2. 消費税率を10%に引き上げた場合の財政への影響

消費税率が5%引き上げられて10%になった場合に財政赤字をどの程度削減する効果があるかについて考えてみよう。

まず、国と地方の基礎的財政収支の動向について確認しておこう。日本の国と地方の基礎的財政収支（民営化などによる一時的な歳出、歳入の変動の影響を除く）は90年代前半に赤字に転落して以降、今日に至るまで赤字が続いている（図表3）。

図表3. 国と地方の基礎的財政収支

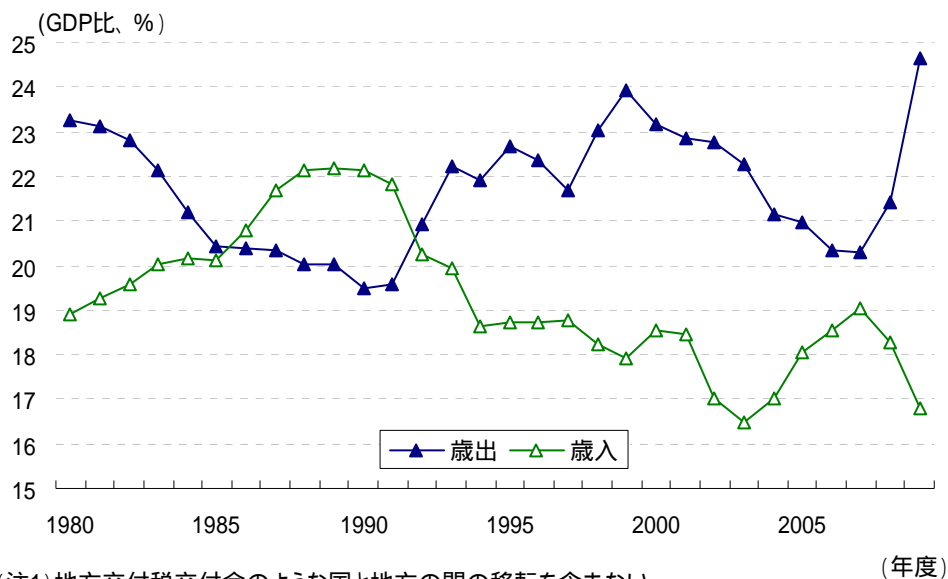


さらに、歳出（公債費を除く経常的歳出に相当）、歳入<sup>4</sup>（税収など経常的歳入に相当、ただし、財政投融资特別会計からの繰入金を除く）面の動向に分けてみたのが図表4である。これによると、1980年代は歳出のGDP比が低下する一方、歳入のGDP比は上昇が続いたため、基礎的財政収支は改善していたが、1990年代に入って景気刺激を目的とした減税が実施されたことなどもあって歳入のGDP比は落ち込む一方、景気対策などにより歳出が増加し、そのGDP比が上昇したことから基礎的財政収支は悪化した。その後、2000年代に入ってから公共投資を中心に歳出の削減が続く一方、2004年度からは景気回復に伴い歳入が増加し始めた。さらには景気低迷を背景に1999年から実施されていた定率減税が景気回復を受けて2006年に半減され、2007年に廃止されたことも歳入の増加につながり、基礎的財政収支の改善が続いた。しかし、2008年のリーマン・ショックを受けて、2009年

<sup>4</sup> 以下では、内閣府「国民経済計算」の「付表6. 一般政府の部門別勘定」の受取項目、支払項目をもとに作成した基礎的財政収支ベースの歳出、歳入を用いて議論を行う。

度には過去最大規模となる景気対策が実施されたことなどにより歳出のGDP比が大幅に上昇し、1980年度以降で最も高い水準にまで上昇した。他方で、歳入のGDP比は景気悪化を背景に低下が続き、1980年度以降で最も低い水準近くまで落ち込んだ。このため、基礎的財政収支の赤字幅は、2008年度にはGDP比で2%ポイント近く、2009年度にはさらに同5%ポイント程度拡大した。日本の財政はもともと厳しい状況にあったが、近年、急速に悪化した。

図表4. 国と地方の歳出と歳入の動向（基礎的財政収支ベース）



(注1) 地方交付税交付金のような国と地方の間の移転を含まない  
 (注2) 民営化に伴う債務承継など一時的な支出や財政投融资特別会計からの繰入を含まない  
 (出所) 内閣府「国民経済計算」をもとに作成

このように基礎的財政収支の赤字が長期にわたって続いていることから、公的債務残高は増加している。財務省によると、国と地方の長期債務残高は、財政赤字が定着する前の1990年度末には約266兆円（GDP比59%）だったが、2011年度末には894兆円とGDP比で180%を超え、21年間で600兆円以上増加する見込みである。特に足もとでは増加ペースが高まっており、2009年度、2010年度の2年間の合計で約90兆円増加している。

厳しい財政事情を受けて、政府は財政健全化への取り組みを強化することとした。具体的には、「財政運営戦略」において、収支目標として2015年度までには国と地方の基礎的財政収支の赤字のGDP比を2010年度の水準と比較して半減させ、2020年度には基礎的財政収支を黒字化させることとしている。

もっとも、2015年度の赤字半減目標については、現段階では2010年度の決算がまとまっていないため、基準となる実績値が存在せず、確定的な数字があるわけではない。内閣府「経済財政の中長期試算」（2011年8月）においては、2010年6月の「経済財政の中長期試算」における2010年度の値である6.4%をもとにして、2015年度の目標

数値を算出している。それによるとGDP比で3.2%分（16兆円程度）の赤字削減が目標となる。

この赤字削減目標に対して、消費税率を10%に引き上げることはどの程度の効果をもたらすことになるだろうか。社会保障・税一体改革においては、財政赤字の削減に寄与するのは、消費税率5%分の引き上げのうち、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げに伴う追加負担に充てられる分（1%相当）と高齢化に伴う社会保障支出の増加に充てられる分（2%相当）を合わせた3%相当（8兆円程度、GDP比1.6%程度）である。2015年度に基礎財政収支の赤字のGDP比を2010年度比で半減させるためには、消費税率の引き上げとは別に、2015年度までに8兆円程度の赤字を削減する必要がある。すなわち、復興財源捻出とは別に歳出削減と歳入増加によって、平均して毎年1.6兆円ずつ5年間赤字を削減し続けなければ2015年度時点での目標は達成できないことになる。

### 3. 2020年度に向けた財政の見通し

以下では、社会保障・税の一体改革成案が実施された場合に、政府が財政健全化目標として掲げている2020年度までの国と地方の基礎的財政収支の黒字化の達成が可能かどうか検討してみよう。

#### （1）歳入についての前提

まず国と地方の歳入（地方交付税交付金など国と地方の間の移転を含まない、歳出についても同様）に関する前提について述べる。歳入に関する前提において、重要なものの一つは名目GDP成長率である。政府は2010年6月に決定した「新成長戦略」において、2020年度までの名目GDPの平均成長率を3%に引き上げるという目標を掲げた。今後、人口減少が本格化してくる中で、一時的に名目で3%成長を達成することは可能だろうが、平均で3%成長を達成することは容易なことではないと考えられる。しかし、仮に高い経済成長率が達成できれば、それに伴い税収が増えて財政健全化への道筋も明るくなるだろう。以下では、2016年度以降の平均名目GDP成長率について3%のケースと、それよりも低い1%という2つのケースについて取り上げる<sup>5</sup>。

もう一つの重要な前提は税収の弾性値である。仮に租税のGDP弾性値が高ければ、

<sup>5</sup> 具体的な名目GDP成長率等の想定については以下のとおり。

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016年度以降（年率）	
						名目1%ケース	名目3%ケース
名目GDP成長率（%）	-0.9	2.8	1.8	2.0	2.0	1.0	3.0
消費者物価上昇率（%）	-0.2	-0.2	0.2	2.5	2.5	0.6	1.6



名目GDP成長率の高まりを通じて税収のより高い伸びを期待できる。内閣府「国民経済計算」から、国と地方の直接税、間接税の動向を確認しておこう<sup>6</sup>。ここでは、各税の名目GDP比の動向をみることにする(図表5)。したがって、ある税の名目GDP比が上昇していれば、その税は名目GDPの伸び以上に増加していることになり、名目GDP比がほぼ一定であれば、その税は名目GDPと同程度に増加するということになる。

国の直接税とは、基本的に所得税と法人税のことであるが、1980年代にはGDP比の上昇が続いており、GDPよりも高い伸びが続いていた。しかし、1990年代には景気低迷や景気対策としての減税が行われたことから、国の直接税のGDP比は著しく低下した。

他方、地方住民税を中心とする地方の直接税は、1980年代にはGDP比で緩やかな上昇が続き、1990年代には低下するという、国と同様の動きがみられるが、国と比較すると変動の幅は小さい。

なお、1999年から景気対策として実施されていた定率減税により、国の所得税では税額の20%相当(25万円が上限)、地方税である個人住民税では税額の15%相当(4万円が上限)が控除されていた。しかし、景気の好転を背景に、所得税については2006年1月から控除額が10%、個人住民税については2006年6月から控除額が7.5%にそれぞれ半減され、2007年に減税が廃止された。それと同時に2007年以降は、国と地方の間で税源移譲が行われ、個人の負担総額は基本的には変わらないものの、所得税が減少する一方、地方住民税が増加する形となった。定率減税の廃止は、これらの税のGDP比を押し上げる方向に働いたと考えられる。また税源移譲の影響は、特に地方の直接税のGDP比の水準が2007年度以降、上昇していることに表れているとみることができる。

次に、間接税についてみてみよう。国の間接税は消費税などであるが、消費税率が引き上げられた1997年度以降は基本的にはGDP比はほぼ4%程度で安定して推移している。地方についても多少の変動はあるものの、均してみればGDP比は安定して推移している。

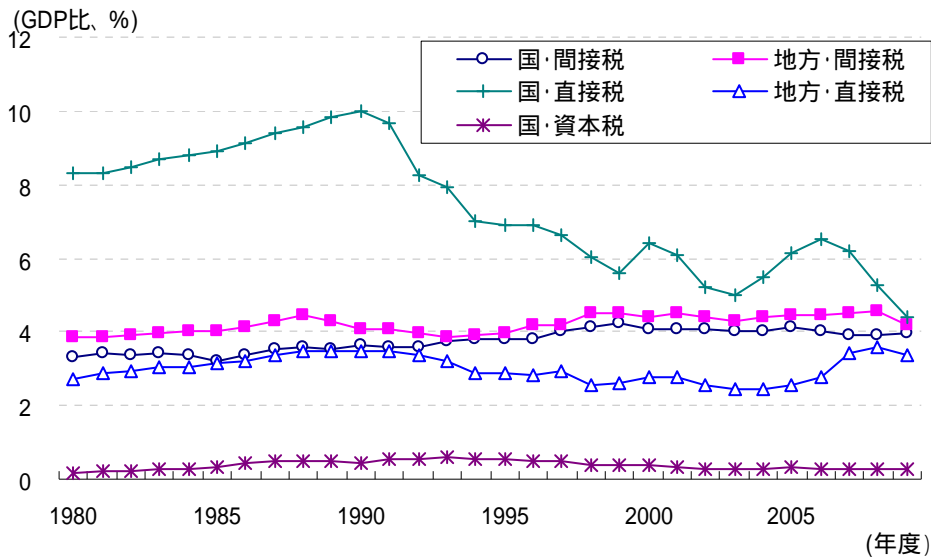
以下の試算では、石橋(2009)、橋本・呉(2008)を参考にして、2016年度以降、直接税については国のGDP弾性値は1.5、地方は1.02と仮定して試算する。また、間接税については国、地方ともGDP弾性値は1と仮定する。このような仮定に基づくと、総税収の名目GDP弾性値は1.1となる。

なお、社会保障・税一体改革成案においては、消費税率を2010年度代半ばまでに段階的に10%に引き上げるとしているものの、「経済の好転」が引き上げ条件となっているほか、その時期や引き上げ幅については明確に示されていない。ここでは、消費税率について、2014年度に2.5%、2015年度にさらに2.5%引き上げられると仮定する<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 国民経済計算における「所得・富等に課される経常税」を直接税、「生産・輸入品に課される税」を間接税と本稿では表記している。「所得・富等に課される経常税」には、所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税等が含まれる。「生産・輸入品に課される税」には、消費税、関税、酒税、事業税、固定資産税等が含まれる。なお、国税である相続税や贈与税については、資本移転の中の資本税として扱われている。

<sup>7</sup> 実際にはこれと異なるパターンによって消費税率が引き上げられることもあるだろうが、消費税率の引き上げのパターンが試算に与える影響は大きくないと考えられる。

図表 5 . 国民経済計算における各種の税の動向



(出所)内閣府「国民経済計算」

## (2) 歳出についての想定

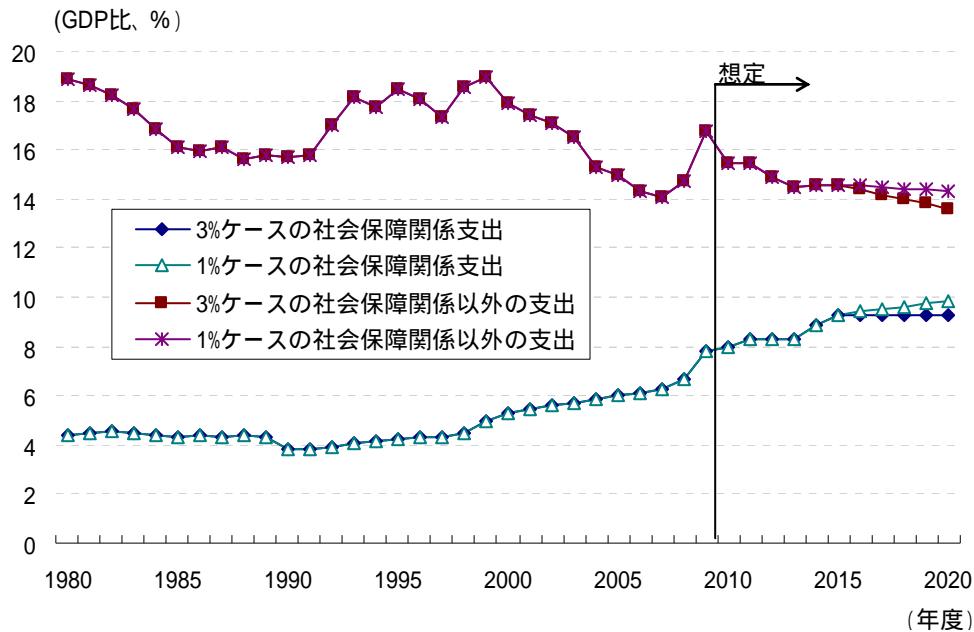
歳出についての想定は以下のとおりである。2013年度までは歳出は金額ベースでほぼ横ばいで推移する。社会保障・税一体改革成案を踏まえて、消費税率が引き上げられると本稿で想定する2014年度から社会保障の機能の強化が実施されることとする。そして、その後も高齢化に伴って社会保障関係支出は増加が続くと想定する。社会保障関係<sup>8</sup>以外の支出については、消費税率が引き上げられる2014年度以降は、基本的に物価上昇分だけ歳出も増加するとしている。すなわち、社会保障関係支出を除く歳出は基本的には実質ベースでは不変であると想定する。

以上のような歳出に関する想定を3%成長ケースについてやや詳しくみると、社会保障関係以外の支出のGDP比は、抑制的な財政運営が行われることを反映して、今後は緩やかな低下が続き、2020年度には1980年度以降で最も低かった2007年度の水準をやや下回る程度にまで低下する(図表6)。社会保障関係支出は、高齢化の進展や社会保障の機能強化を反映して2015年度まではGDP比は上昇が続くものの、名目3%成長が続くと想定している2016年度以降、GDP比はおおむね横ばい程度で推移する。

他方、成長率が1%のケースについては、社会保障関係以外の支出のGDP比が低下していくのは3%ケースと同様であるが、低下のペースは緩やかとなっている。社会保障関係支出については、伸びが名目GDPを上回るため、GDP比の上昇が続く。

<sup>8</sup> ここでは、社会保障関係支出は、内閣府「国民経済計算」の「付表6. 一般政府の部門別勘定」の国と地方の現物移転以外の社会保障給付(ただし、無基金雇用者社会給付を除く)と国および地方からの社会保障基金への経常移転の合計としている。したがって、社会保障給付費全体とは異なる。

図表6 社会保障関係支出とそれ以外の支出の動向



(出所)内閣府「国民経済計算」をもとに作成

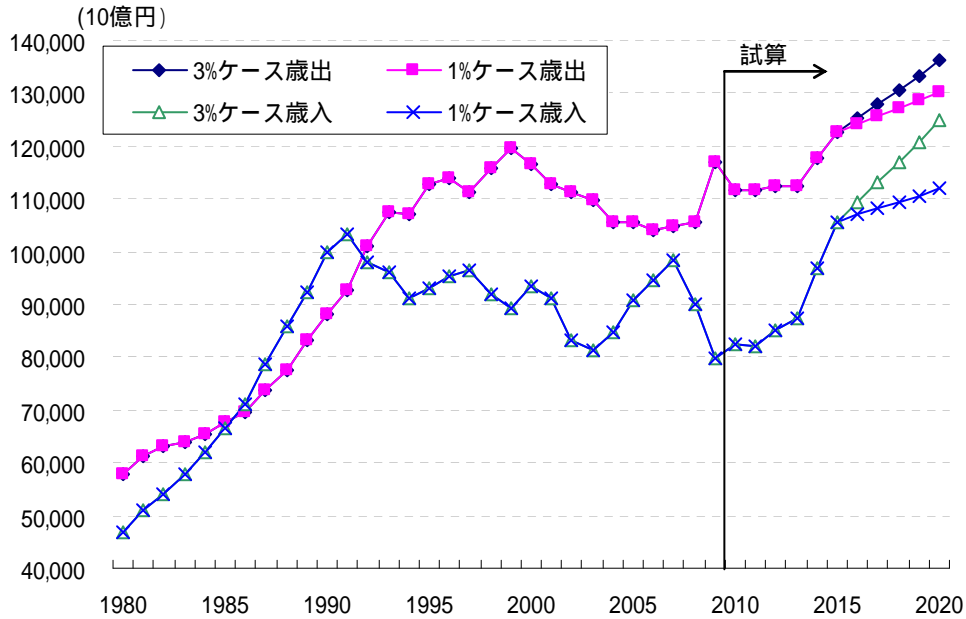
### (3) 試算結果

以上のような想定の下、歳出の動向を改めて確認すると、名目GDPの増加とともに物価が上昇することを反映して、歳出額の増加が続く(図表7)。歳出のGDP比の動向をみると、名目GDP成長率が3%ケースでは、2016年度以降については、歳出の伸びが名目GDPを下回るため、歳出のGDP比は低下していく(図表8)。他方、1%ケースでは、歳出の伸びが名目GDPの伸びをわずかに上回るため、歳出のGDP比は非常に緩やかではあるものの上昇する。

歳入については2016年度以降、名目GDP成長率が1%あるいは3%で推移するといういずれの前提の下でも、税収を中心に増加する。2020年度時点で、名目GDP成長率が1%と3%のケースを比較すると歳入の差は13兆円程度であり、税収を確保するためには高い名目GDP成長率を実現することが重要であることが改めてわかる。歳入のGDP比は、2010年代半ばにかけて実施が予定されている消費税率の引き上げの効果もあって、名目GDP成長率が3%ケースの場合には21.0%まで上昇するものの<sup>9</sup>、バブル期のピークの22.2%には及ばないと見込まれる。

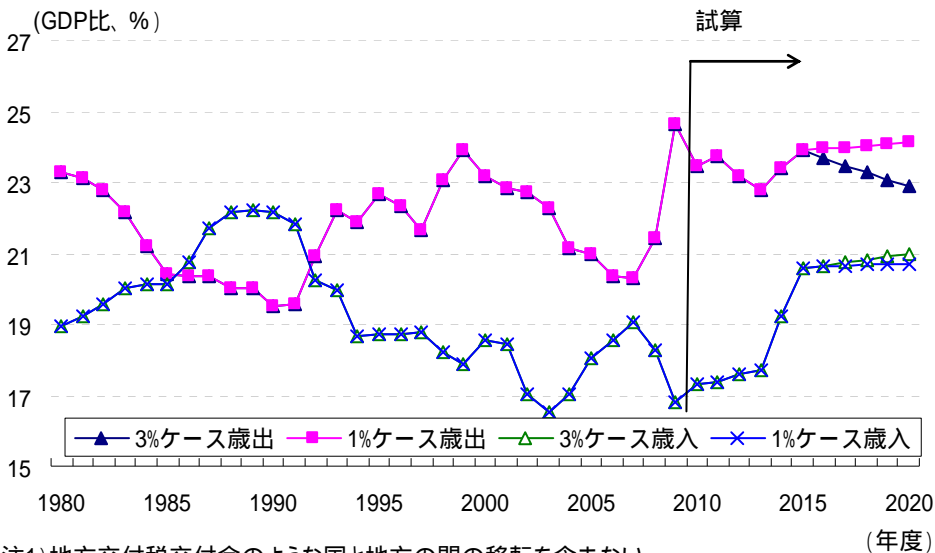
<sup>9</sup> 同じ弾性値を用いているため、名目GDP成長率が1%ケースにおいても2020年度の歳入のGDP比は20.7%とほぼ同様の水準となると考えられる。

図表7．国と地方の歳出と歳入の動向(基礎的財政収支ベース)



(注1) 地方交付税交付金のような国と地方の間の移転を含まない  
 (注2) 民営化に伴う債務承継など一時的な支出や財政投融资特別会計からの繰入を含まない  
 (出所) 内閣府「国民経済計算」をもとに作成

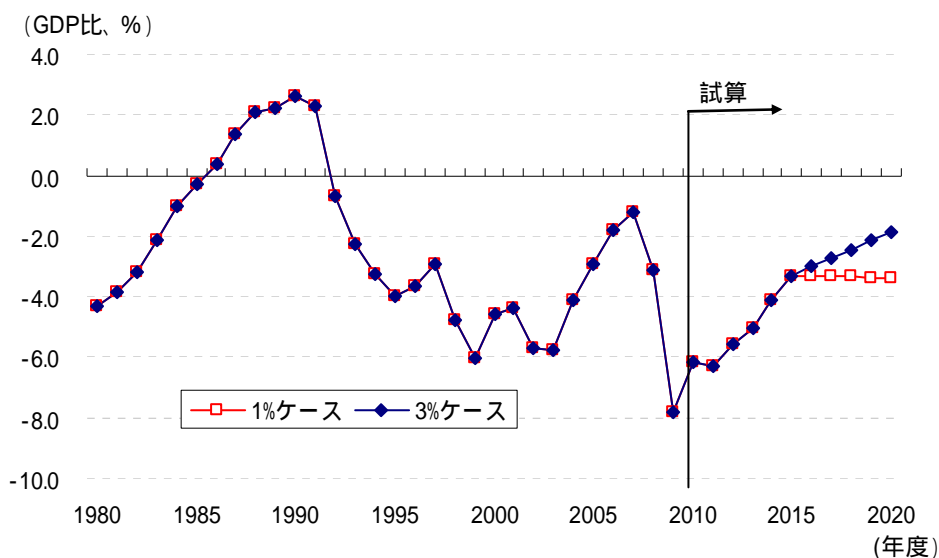
図表8．国と地方の歳出と歳入の動向(基礎的財政収支ベース、GDP比)



(注1) 地方交付税交付金のような国と地方の間の移転を含まない  
 (注2) 民営化に伴う債務承継など一時的な支出や財政投融资特別会計からの繰入を含まない  
 (出所) 内閣府「国民経済計算」をもとに作成

この結果、名目GDP成長率が3%ケースでは基礎的財政収支の赤字は縮小していくものの、2020年度時点ではGDP比で1.9%（約11.1兆円、消費税率換算で約3.6%分）となる。1%ケースでは基礎的財政収支赤字のGDP比は2015年度時点以降、おおむね横ばいで推移し、2020年度時点では3.4%（約18.4兆円、同6.5%分）となる（図表9）。

図表9 . 国と地方の基礎的財政収支



(注) 民営化に伴う債務承継など一時的な支出や財政投融资特別会計からの繰入を含まない  
 (出所) 内閣府「国民経済計算」をもとに作成

#### 4 . 財政健全化に向けて

以上の試算結果は機械的なものであり、前提の置き方によって左右されるが、それでも2020年度の財政健全化目標の達成は厳しいと言わざるを得ない。財政健全化に向けては、名目GDP成長率が高まったとしても、歳出の抑制・削減、歳入の強化が不可欠であるが、名目GDP成長率が2016年度以降は平均3%に高まり、歳出の伸びを抑制しても、試算結果によると財政健全化の目標の達成は困難である。本稿で想定した以上に歳出の抑制・削減を行うことができれば、赤字幅を縮小させることは可能だろうが、社会保障関係支出の増加が続く中、それ以外の歳出を削減するには限界があると考えられる。歳出全体を抑制する観点から、社会保障関係支出についてもさらなる効率化などの見直しの検討が必要となる場合も出てくるだろう。

こうした歳出の抑制・削減とともに歳入面の強化も不可欠であると考えられる。本試算では法人税減税についてはその影響を織り込んでいないが、法人税については今後、実効税率が引下げられる見込みである。法人税減税が長期的に税収にどのような影響をもたらすかについては検討が必要であるが、法人税収が減っていくのであれば、財政健全化目標の達成のためにはいかに税収を確保していくかがいっそう重要な課題となる。

所得税に関しては、年金をはじめとする社会保険料率の引き上げに伴って、給与総額に対する社会保険料控除の割合が上昇している(図表10)。社会保険料負担の増加に伴う個人の租税・社会保険負担増を租税負担の低下によって緩和する形となっているわけだが、こうした仕組みは、広い意味での歳入の拡大を抑制してしまうことになる。年金保険料率については、すでに2004年度の年金制度改革において、2017年度まで引き上げられるこ

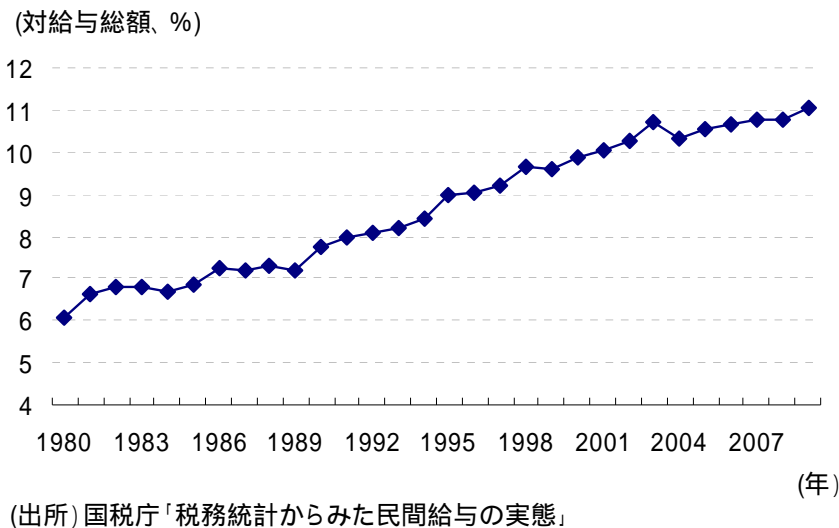


とが決まっているが、医療保険や介護保険についても高齢者向け支出の増加を背景に保険財政が厳しくなっており、足もとでは保険料率の引き上げが続いている。今後も医療や介護の給付費の増加が続くと見込まれている一方、年金のように潤沢な積立金を保有していないことから、保険料率が引き上げられる可能性が高い。こうした中で、例えば平均名目GDP成長率が3%まで高まったとしても、それに見合う雇用者報酬の増加につながらない場合には課税ベースが狭くなり、個人所得税が想定どおりに伸びない可能性もあるだろう。さらに、2020年度にかけて高齢化が進展し、所得税納税者が減少する可能性や、非正規労働者など低所得者の増加を通じた税収の下ぶれリスクも考えられる。

個人所得税は、当面は震災からの復興財源を捻出するために臨時に増税される見通しであるが、それとは別に、税収を確保する観点から、税制改革の方向性において示されているように、累進構造を強化することや各種控除について見直すことも必要となるだろう。

増加が続く社会保障関係支出に対して、景気動向に大きく左右されることがない安定的な財源を確保し、それを公平に負担するという観点からは、2010年代後半にも消費税率のさらなる引き上げが必要になると考えられる。財政健全化を進めるにあたっては、歳出削減、歳入強化といった「痛み」は避けて通ることはできないだろう。

図表 10. 個人所得税における社会保険料控除額の推移



(参考文献)

石橋英宣(2009)「所得課税における税収弾性値についての一考察」、井堀利宏編『財政政策と社会保障』、慶應義塾大学出版会

橋本恭之・呉善充(2008)「税収の将来推計」、RIETIディスカッションペーパー08-J-033、経済産業研究所

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。